

令和5年度 かほく市立大海小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年4月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識し、すべての児童を対象に未然防止の取り組みを行う。また、いじめの早期発見のために、児童の発するサインを見逃さないよう、きめ細やかな実態把握に努める。

いじめの問題が発生した場合には、迅速で的確な対応を学校が一丸となって組織的に行い、いじめの早期解消を図る。また、指導後も経過観察を行い、両者の心のケアに努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ問題対策チーム」の設置

① 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめの問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・いじめ対応アドバイザー・（該当学級担任）で構成する。

③ 役割

- ・いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童生徒・保護者、地域に対する周知
- ・家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校づくり」の推進
- ・関係機関等と連携した、いじめ問題への対応
- ・いじめ問題発生時における対応

(2) 「いじめ対応アドバイザー」の活用

① 目的

外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

② 活用例

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言

- ・いじめ問題発生時の対応に関する指導・助言
- ・いじめ問題に関する研修講師

3 いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

(1) 分かる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努める。

【取組】

- ・児童が取り組みたくなる課題の設定と、まとめや振り返りの時間の確保をする。
- ・生徒指導の4つの視点を活かした学習指導を心がける。
- ・教職員相互の授業参観、定期的なチェックシートによるセルフチェック、OJT 研修（授業研究）等を行い、授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした特別の教科 道徳科の授業を実施する。
- ・人権への理解を深めるための取組を学級活動等で行う。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の学習規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境をつくる。

【取組】

- ・毎月の生活目標に加え、学級ごとに到達目標を定めて実施し、評価・改善を図る。
- ・学校として共通実践する学習ルールを全教職員で確認し、徹底して実施する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができるような機会を一人一人の児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

【取組】

- ・学校行事や児童会行事などで、より多くの児童に役割を与える。
- ・なかよし班（異学年集団）活動を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。
- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設ける。
- ・総合質問紙調査を行い、一人一人やクラスの状況をつかんで指導に生かす。

(5) 児童会が中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけるような活動を企画し、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

【取組】

- ・「大海っ子集会」等で、いじめ撲滅に関する呼びかけを実施する。
- ・児童企画運営委員会や登校班、学級などを単位としたあいさつ運動を行う。
- ・月の生活目標を意識した委員会活動を行う。
- ・高松中学校生徒会と連携した取組を行う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【取組】

- ・大海こども園との交流活動（学習）を行う。
- ・「ありがとう集会」で、お世話になった方々への感謝の気持ちを表現する。
- ・なかよし班で清掃を担当し、年間を通して上級生と下級生が助け合って活動する。
- ・企画運営委員が主体となって「ちょこボラ」を企画し、全校で学校や人の役に立つ活動をする。

(7) 情報モラル教育の充実

学校や地域の実態及び児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。また、タブレットパソコンの活用や携帯電話やインターネットの利用に関わっての問題について、家庭との連携を図り適切な指導を行う。

【取組】

- ・日常的にも継続して指導し、外部からも講師を招聘して「情報モラル教室」を開催し、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について学ぶ。

(8) 家庭や地域との連携

家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【取組】

- ・連絡帳や電話等、保護者からの相談や連絡が入りやすい関係づくりに努める。
- ・非行・被害防止講座の実施。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・学童クラブや防犯パトロール隊の方々との情報交換を行う。

(9) 年間指導計画

月	学校行事等	い じ め の 防 止 等 に 関 わ る 取 組			
		①分かる授業づくり	②道徳教育や人権教育の充実	③規範意識の育成	④自己有用感や自己肯定感を育む取組
4	始業式・入学式 授業参観 春の遠足	重点の確認 1学期の取組の共通理解	重点項目の確認	学校生活のきまり配付 学習ルール共通理解	特別活動の全体計画・年間指導計画の確認 遠足・なかよしラリー・活動の振り返り
5	宿泊体験学習 地域訪問	研究授業 授業改善セルフチェックの開始	人権教室		
6	器械運動交歓会 音楽会				器械運動交歓会(4年)・音楽会(5、6年)の充実・活動の振り返り
7	終業式 保護者懇談	取組の分析・改善点の明確化	道徳の時間の実施状況の確認	夏休みの生活のきまり配付	
8		2学期の取組の共通理解			
9	始業式 運動会				運動会の充実・活動の振り返り
10	秋の遠足 マラソン運動 マラソン大会				遠足・マラソン運動の充実・活動の振り返り
11	大海っ子フェスティバル ふるさと学習発表会				大海っ子フェスティバルの充実・活動の振り返り
12	ありがとう集会 終業式	取組の分析・改善点の明確化 3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実施状況の確認	冬休みの生活のきまり配付	
1	始業式				
2	6年生を送る会	取組の分析・改善点の明確化	道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し		特別活動の全体計画・年間計画の見直し
3	卒業式・修了式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認	春休みの生活のきまり配付	
通年		生徒指導の4つの視点を活かした授業改善 相互参観(年間複数回)	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施 道徳だよりの発行 授業参観等での道徳授業の公開	毎月の生活目標の取組 生徒指導だよりの発行	児童会活動・委員会活動・なかよし班活動の充実

月	いじめの防止等に関わる取組				※アンケートや教育相談	※校内研修等の実施
	⑤児童会中心の取組	⑥体験活動を取り入れた取組	⑦情報モラル教育の充実	⑧家庭や地域との連携		
4	児童会目標の作成 なかよしグループの編成		情報モラル教育年間指導計画の確認	学校いじめ防止基本方針の周知 防犯パトロール隊との情報交換 学級懇談での情報交換 学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	学校いじめ防止基本方針の確認・共通理解
5				家庭訪問での情報交換	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
6		蛍明小との交流 (3年)		学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	校内研修会 ※いじめ対応アドバイザー派遣要請
7				保護者懇談での情報交換 保護者アンケートの実施	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
8				学童クラブとの情報交換		
9	登校班あいさつ運動	就学時健康診断の手伝い (5年) 蛍明小との交流 (3年)		学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
10	前期のふりかえり	認知症学習 (6年)			なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	校内研修会 ※いじめ対応アドバイザー派遣要請
11			ネットいじめ防止学習	非行・被害防止講座 携帯電話等やインターネットの適切な利用のよびかけ	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
12		こども園との交流 (1・2年) ありがとう集会の充実・活動の振り返り		保護者懇談での情報交換 保護者アンケートの実施 防犯パトロール隊との情報交換	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
1	なかよし班あいさつ運動			学級懇談での情報交換	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	校内研修会 ※いじめ対応アドバイザー派遣要請
2		こども園との交流 (1年)	情報モラル教育の年間指導計画の見直し	学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
3	後期のふりかえり				なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
通年	あいさつ運動 大海っ子集会 生活目標を意識した委員会活動 高松中学生徒会との連携	異学年での清掃活動 ちょこボラ活動の積極的な実施	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施	各種おたより ホームページ 保護者への連絡		毎月の児童理解の会

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・作文や振り返り等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・「なんでも話そうアンケート」を、年間計画に基づき実施し、児童がいじめに関することや交友関係の変化等について相談しやすくする。

(3) 教育相談体制の充実

- ・教育相談ウィークを年間計画に基づき実施し、アンケート結果をもとに一人一人の児童と話す。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーと全児童が面談する機会をつくる。
- ・保健室の利用や電話相談窓口について周知する。

5 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果をかき市教育委員会に報告する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底していじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 組織的対応

校内に、「いじめ問題対策チーム」を設置する。

いじめの発見・通報を受けた場合には、情報を詳細に収集・共有し、具体的な対応を検討する。役割分担を明確にし、役割分担に沿った適切な対応を進め、早期解消を図る。また、対応の結果について整理し、記録に残す。

(2) 児童や保護者への対応

① いじめを受けている児童への対応

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。

- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

② いじめを行っている児童への対応

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させた上で指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめを行った児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払って観察し、折に触れて必要な指導を行う。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④ いじめを受けている児童の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心

で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難として、在籍学級以外の安心できる場所での学習も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

⑤ いじめを行っている児童の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教職員が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、かほく市教育委員会に速やかに報告する。
- ・かほく市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。